

## 「説明」になっていない「丹生ダム補足説明」

(第69回委員会審議資料1-8異常渇水シュミレーション)

- 1) 肝心な野村東洋夫氏（関西のダムと水道を考える会代表）の意見に答えていない。

第68回委員会において、谷本河川部長は、宮本委員長の要望に対して「きちんとお答えしたい。」と約束しました。

私は、野村氏が示した条件でのシュミレーション結果が明らかにされることを期待しておりました。「きちんとお答え」するためには当然のことだと思ったからです。あるいは「野村氏のご質問のケースの場合の琵琶湖最低水位は-1.4m程度になるのではないかと考えられますので、異常渇水対策の選択肢の一つです。」と回答してしるべきだったのではないのでしょうか。（もしも水位が-1.4m程度でなくて、-1.5m以下になるのなら、野村氏の“勘違い”を「きちんと」説明しなければ、谷本部長は約束を果たさない人であると判断されてしまうと思います。）

- 2) “仮称・野村シュミレーション”は、最優先すべき選択肢。

河川管理者は、結局今回も「何ら有効な反論」を為し得ていません。反論しない以上“仮称・野村シュミレーション”は正しいと見なしてよいと考えます。ただし、このシュミレーションは（従来の渇水時の取水制限と異なり、月別最高取水実績を制限の対象としておりますので）流域住民にとっても、夜間断水などを受容することが求められています。しかしこのシュミレーションは、あくまでも60年に1回起こるであろう異常渇水、野村氏が言うように、「人生で、1回は経験するだろう異常渇水」であることを忘れてはならないと考えます。

“仮称・野村シュミレーション”の対局にある選択肢は、丹生ダムに「異常渇水対策容量」を設定しようとする案です。結論から言えば、「検討に値しない選択肢」だと考えます。何故なら生態系に悪影響をもたらすからです。百害あっても一利なしと言えるし、まして下流自治体に負担を求められてはたまったものではありません。

なお貴委員会が、どのような最終答申を決められるか分かりませんが、下流自治体に負担を求める以上、少なくともダム貯水案だけでなく“仮称・野村シュミレーション”も各自治体に示した上で、「異常渇水対策」に対する自治体の意見を求めるよう、河川管理者に要請すべきではないでしょうか。

- 3) 取水制限の早期化等。

## ①早期化。

河川管理者は、何故か「早期化＝琵琶湖水位-60cmから取水制限」と決めつけています。ここでも第66回委員会参考資料1のNo. 856の野村氏の質問に答えていません。ここで野村氏は取水制限を-80cmからスタートさせたらどうか質しているのです。“仮称・野村シュミレーション”において、BSL-80cmから取水制限をスタートさせたら、琵琶湖の最低水位はおそらく-1.3m程度に止まることでしょう。「きちんとお答え」して欲しいものです。

## ②気象予測。

これは河川管理者の言う通りだと考えます。異論はありません。

## ③～④夜間断水を受忍すべきか？

一生に一回、夜間断水を受忍すべきか。この設問を日本全国その他水系流域住民が聞いたなら、怒りだすのではないのでしょうか？私の知る限り、日本全国の水資源開発は、10年間に10日は基準渇水流量を下回ることを前提としています。したがって、他水系流域住民は「仮称・野村シュミレーション」以上に厳しい取水制限を受け入れざるを得ないと考えられる。淀川水系流域住民が断水を受忍するのは当然です。

なお異常渇水が何時起こるかわかりませんが、淀川水系流域の今後を占うと

イ) 水道代が値上げされ、住民は、いやでも節水に向かうと考えられる。総務省が、今般「自治体財政新基準」を決定したが、従来、別会計で処理していた上下水道を、今後は「連結赤字比率」などで判定することになった。水道会計の赤字をごまかせなくなるのだから、赤字の自治体は、いやでも水道代を値上げせざるを得なくなると思われます。住民は、いやでも節水につとめるでしょう。

ロ) 水需要は、さらに減少する。

国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば、近畿二府四県の人口は

2005年・・・20,893千人

2015年・・・20,577

2025年・・・19,578

2035年・・・18,147

となっています。

また最新版のTOTOのカタログをみると、超節水便器の洗浄水量は、従来、大小共13Lに対して、大6L/小5Lとなっています。今後、住宅の建て替え、あるいはリフォームに伴い、超節水便器が、どんどん普及して行くことでしょう。便器以外の機器も、さらなる節水機器が出てくることでしょう。

人口・節水機器を考慮しなくても、元来淀川水系流域住民は（他水系流域住民と比べて）水を浪費してきました。健全な水循環を取り戻すため、行政・住民が一体となって節水につとめるべきですし、節水の余地は十分すぎるほどあると考えます。

## ⑤維持流量の削減問題。

河川管理者は「河川維持流量は本来、河川環境の保全上必要な流量であり、例え渇水時であっても削減するべきではないと考えます。異常渇水に際して止むを得ず削減する場合であっても削減は最小限とするべきであると考えます。」と「説明」しています。私は、一般論としてはその通りだとは思いますが、1/60と言われる異常渇水対策を考える場合、「説明になっていない」と考えます。

そもそも河川管理者の問題提起の仕方が根本的に間違っています。それは琵琶湖の水位が-1.5mを1cmも下回ることを許さないからです。くどいかもしれませんが、琵琶湖開発は10年間に10日は琵琶湖水位が-1.5m以下となることを前提としていました。それを60年間に1回起こるであろう異常渇水なのに、

「水位が-1.5 m以下は絶対ダメ」と不条理な条件を持ち出しているのです。仮に琵琶湖の生き物が、-151 cm以下になると全部死滅してしまうとすれば、たとい琵琶湖開発の想定に反しても、-150 cmは“死守”すべきでしょう。しかしそれは「きちんと説明していただくことが必要」であることは、言うまでもありません。

河川管理者は、この問題を棚上げにしておいて、河川維持流量を「河川環境の保全上必要な流量」と説明になっていない「説明」をしています。棚上げは、断じて承服できません。ここで百歩、千歩、否百万歩でも譲りきれませんが、これでは前に進まないで、維持流量の削減問題に絞ります。

私が求めたい「説明」は、河川管理者のシュミレーション【検討ケース2】が許されて、何故「仮称・野村シュミレーション」が許されないのか、つまり大川12 m<sup>3</sup>/s、神崎川2 m<sup>3</sup>/s以上削減すると河川環境にどのように致命的な影響を与えるのか（逆に言えば、大川20 m<sup>3</sup>/s、神崎川3 m<sup>3</sup>/s削減することがダメという理由？）「きちんとした説明」です。もちろん、河川管理者は淀川環境委員会からもコメントを受けているでしょうから、そのコメントも開示していただきたいと考えます。万一、淀川環境委員会に維持流量の削減問題の検討を依頼していなかったとすれば「顔を洗って出直して来い。」と言うべきではないでしょうか。

以上